九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

横山 晃一郎教授 追悼論文集

https://doi.org/10.15017/10696

出版情報：法政研究. 56 (3/4), pp.1-16, 1990-03-24. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

追悼講演

内田剛弘

横山先生がお亡くなりになりまして本当に痛恨の極みでございます。私は今御紹介いただきました東京で弁護士をやっております、内田剛弘でございます。親しみをこめて横山先生を横山さんと呼ばせていただきます。横山先生とのおつき合いは、顧みますと、約二十年になりましょうか、刑事司法についてお教えを受けたことがございます。まだまだ長生きをしていただけるものと思っておりましたし、色々お聞きしたいことやまだまだ教えていただきたいことがありましたが、突然の御不幸で本当に残念に思っております。横山さんは比較的お若く亡くなられましたが九州大学法学部御出身の藤井英男先生が現在、日本弁護士連合会の会長の重職を務めておられます。一昨日、アメリカから来たある新聞社のオンブズマンの方を囲んで日弁連で懇談会をやりました、その席でもご一緒させて頂きましたが、藤井先生七十数歳でありますが、大変お元気に御活躍されております。

私は横山先生との御縁を考えてみますと、横山先生の御経歴を見ますと、名古屋大学御出身で、愛知学院大学の教授、それから九州大学の教授になられたということになっておりますが、私は名古屋大学、愛知学院大学、九州大学の出身でもないにもかかわらず、弁護士、在野法曹の一人として横山さんの業績を深く尊敬してきております。私のようなかかわり合いの方がかなり多いのではなかろうかと思います。つまり横山先生という方は、非常に幅の広い方で、研究室にだけ閉じこもって、自分の研究テーマについてだけ研究している、いわゆる昔風の言葉を使えば、象牙

の塔にこもって勉強されている学者ではなかったと思います。そのことが、実にいろいろな分野に、いろいろな知人や友人をおつくりになっています。先生のお人柄にもよるのだろうと思います。

私は横山先生が御病気であることは、実はよく存じ上げませんでした。むしろ新聞の訃報を知った時に、ショックを受けたという状況でございました。その後まさか九州大学法学部の本日の追悼祭、学部葬に招かれるとは夢にも思わず、葉書一枚、御遺族に追悼の意を書きまして送りました。本当にかけがえのない学者を失ったと思いました。それからまた、その新聞の記事によりますと、教会で告別式、葬儀が行われるということが書いてありましたので、なる程、横山先生のあの誠実なお人柄は、そのような信仰を背景にお持ちだったのかなあというように、感じ入っていた次第であります。私は、弁護士から見た横山先生について申し上げる訳で、刑事訴訟法学者としての横山先生につきましては、先程、私も尊敬する刑事法学者である光藤先生が詳細な御紹介をされておりますので、むしろ、一人の弁護士がどういう様に横山先生を見ていたかという印象のようなことを申し上げたいと思います。

横山先生の書いた物を読ませていただきますと、非常に文学的、哲学的な造詣が深い、という風に思います。それはもう既に皆さん御存じのところなんでしょうけれども、例えば私が最も横山先生と理論的に、連帯して現実の司法制度に対して、批判、警告を繰り返した問題についていえば、いわゆる東大裁判をめぐる、当時のマスコミの言葉を使えば、分割公判か統一公判かという問題がありました。そのことをめぐりまして、元東京地裁の、当時刑事部の裁判長をやっておりました熊谷弘という裁判官がおられまして、この人はあの、裁判所側のいわば、スポークスマンとして、世論対策とも言えるような、言論活動をされておった方であります。その、熊谷弘判事のいわゆる分割公判正統論に対しまして、横山教授は、統一公判正統論を展開されたわけであります。その応酬の中で、熊谷さんが書いた文章を横山先生が批判をし、それに対してまた、熊谷さんが批判をした一九七〇年九月号の「法学セミナー」の文章が載った時には、横山先生は東ベルリンに研究に行かれてた時なんですね。それでさらに横山先生が熊谷判事を批判

した一九七一年二月号の「法学セミナー」の文章を見ますと、こういう書き出しであります。「ご無沙汰しました。ベルリンについて三カ月、蒼空にイェローを輝やかせていたリンデンの葉も落ち、冷たい雨にうたれた石炭車が、街角に景色をそえる頃となりました。」こういう、見出しというか書き出しでありまして、それからずっとありまして、「十月の始め、天気がよいので久し振りに国立図書館にでかけますと、階段を上った正面に、『われわれドイツの社会主義者は、サン・シモン、フーリエ、オーエンだけでなく、カント、フィヒテ、ヘーゲルの系統をもひくことを誇りとする』というエンゲルスの言葉が大きく掲げられ、ヘーゲル生誕二百年の記念展示が行なわれていました。展示は、フランス啓蒙主義の書物から始まり、レーニンに終わるという形のものでしたが、一つ一つ見ていくうちに、マルクス・エンゲルスの『神聖家族』の初版本がおかれている所にきました。何気なく、そのタイトルを眺めますと『ハイリゲ・ファミーリエ――クリティークデ・ア・クリティッシェンクリティーク』（神聖家族――批判的批判の批判）』というヒゲ文字が、さっと目に飛びこんできました。『批判的批判の批判』！そうだ（でここにインタロゲーションマークがありまして）『批判的批判の批判』！（インタロゲーションマーク）そうだ、宿題があった、熊谷さんの『批判的批判』を批判するという―。忘れていたことが、一度に頭に浮かんできました。秋の刑法学会の刑事訴訟法部会のテーマが『審判の分離と併合』ということになったこと、京大の中山さんから報告してくれないか、と打診されたこと、等々。」と、こういう文章があります。この辺の文章は「法学セミナー」という、学生向きの雑誌にお書きになった文章であるということもあると思いますが、中々その文学的な薫りのある文章で、私は愛読したものです。その、手紙風の文章の最後には、「存在するものは、すべて合理的である、とはヘーゲルの言葉でしたが、それがこんな意味でないことは、ヘーゲルだけは知っている、と苦笑いしながら、ペンをおくことにしました。ではまた。」と。これは、熊谷判事の理論を批判した後の最後の結びの表現です。更にあの、先程から度々御紹介があります、私共外部の者から見ると遺稿、遺言になったように思います、『ウイ・シャル・オーバーカム』。この「ジュリスト」本年三月二十

五日号の文章の中の、終わりの方にもこういう表現があります。「国際化は、必然的に、日本の真の姿を写し出さずにはおかない。強固に見える「ジェリコの城塞」も、接見妨害国賠訴訟の叫び声と、国際化の中で高まるあの「世界を変えた歌」とともに一挙に崩れ落ちる日がくるに違いないからだ。ウイ・シャル・オーバーカム、ウイ・シャル・オーバーカム・サムデェーズ！」と、こう結んでおられる。それから、私の親しい、冤罪事件を闘ってこられた弁護士の倉田哲治さんと、この熊本における免田事件についての熊本日々新聞の長期連載の最後に座談会でお会いした、印象なんだろうと、私は想像してるんですが、こういう風に『誤判の構造』という図書の最後の方で、後書きでこういう風な感想を洩らしておられます。「賽の河原の石積みだ―冤罪事件をいくつか手がけた弁護士が、憮然としてつぶやくのを聞いたことがある。二十年、三十年と人権擁護の闘いをしてきた人の言葉だけに、重い。しかし動かぬ大江の水も、海に向っての流れだ―そう信じる。」横山先生の文章は中々美文でしかも歯切れがいいんですね。法律家の文章というのはよく悪い文章だ、悪文だといわれます。しかし横山先生の文章を読んでますと、非常に歯切れがいい。時に文学的な薫りすらする。私共が、横山さんの文章を愛しているゆえんの一つでもあります。

それから、横山先生の刑事訴訟法学の特徴をなにか一言に、まとめて言えないだろうかということをこの二、三日考えて九州へ来たんですが、横山先生は社会主義法制の研究に大変造詣が深かったんですが、二十世紀後半、二十一世紀を臨んで、社会主義体制がかつてのスターリン主義の時代から随分変わってまいりました。その現象を表現する言葉としてよくジャーナリストが、「人間の顔をした社会主義」と、こういう表現を使ったりします。この言葉を借りまして、私は、横山先生の刑事訴訟法学というのは「人間の顔をした刑事訴訟法学」なんではないか、あるいは「人間の息吹きのする刑事訴訟法学」ではないかという風な印象をもっております。先程の熊谷判事と横山教授との統一公判か、分割公判かを巡る論争は、要するに東京地裁が多数被告に対しまして、三十数グループの分割法廷をつくりまして、公判を強行しようとしたわけですが、それが刑事訴訟法第三一三条第一項の「併合できる」という規定との

関係で、これを併合すべきであると、共犯関係の事件につきましては原則として併合すべきであるという立場に横山先生がお立ちになる。熊谷判事の方は、東京地方裁判所の司法行政的な立場をも代弁しながら、分割公判強行の論理を展開された、ということで、当時非常に、著名な論争であったわけであります。私は日本の刑事法学者が、生々しい現実の刑事裁判について、積極的に発言をする、学者の理論的立場と良心から歯に衣をきせぬ発言をする人は必ずしも多くはないだろうと思います。例えば、現実の裁判を批判し、法務省を批判し、裁判所を批判するということになれば、法務省が司法試験の委員とか、国家試験の委員に任命しない、委嘱しない、という可能性も出てまいりますし、色々と差し障りがあるわけです。ですから東京にいる刑事法学者は概して、はっきりしたことは、おっしゃらない。まあ、おっしゃる人もいますが多くはありません。ところが私が非常に横山先生を頼りにしたのは、愛知におられ、九州におられたという関係も少しはあるでしょうけれども、根本的にはやはり自分の刑事法学者としての存在をかけて、歪んだ刑事司法作用を徹底的に批判されました。横山さんが「法学セミナー」に東京地裁の訴訟指揮について批判を連載されたわけですが、必ずしも横山さんのようにこう激しく、鋭く、明確に批判をしてた学者ばかりでは、いません。東京地裁の刑事法廷というのは今も、弁護側の証人申請をなるべく却下する、なるべく早く審理は切り上げる、そして形式的な審理だけで、まるで行政官的な判決を下ろすというパターンは今でもそうなんですが、あの当時は特にひどかったわけであります。その横山さんの活躍を有力な学者が理論的に支援をされました。これは、法律時報の一九七〇年の六月号で統一公判論を支持する論文が、京都の佐伯千仞先生と米田泰邦先生の連名で「集団事件の刑事手続」という論文がでまして、これは奇しくも、横山先生と同じ結論でした。この種の、例えば東大裁判でいえば、東大構内で起こった事件を同一法廷で審理すべきだ、というのが弁護団、被告団の要求だったわけですが、東大闘争の、あの安田構堂事件などは、見方によっては、騒擾罪といえる事件に近いわけでありまして、それを凶器準備集合であるとか、不退去罪であるとか、住居不法侵入罪であるとか、バラバラの事件に分断しまして、しかも起訴

状も、一人一人の起訴状で東京地検が起訴をしたわけです。こういう事件については分離して公判を続けても被告人の防禦上の不利益にはならないというのが熊谷判事の意見でしたが、そんなことは実務家であれば誰でもわかるんで、同じ目的で同じような行動形態で闘った事件、そういう被告人がバラバラの法廷で審理されたらですね、この弁護側証人に対する尋問、検察側の証人に対する反対尋問その他で非常な不利益を受ける。またその闘争の理念という問題、なぜそのような闘争が起こったかというようなことを、総論的な立証を弁護側が、こういう大事件では、するのが常ですけれども、そういうことについても、分割公判では、それができなくなる。これは検察側が、起訴状を別々に一人一人起訴したというのは、メーデー事件が長期にかかったということの検察側の反省だといわれております。逆に言えば、メーデー事件は被告・弁護側の努力の末、裁判所も相当程度おれて、統一公判が勝ちとられたからこそ長期間かかったけれどもあれだけ無罪の被告が出るというような判決になったということもいえるのであります。そういう点で横山先生が、この東大裁判、あるいはそれに引き続く、十月、十一月闘争と言われたいわゆる公安事件の集団の裁判がありまして、これまた同じ様な分割公判、統一公判の大論争がありまして、これについても横山先生は実に熱心に分析をされて、そのつど論文を発表していただけたということは、相当の情熱がなければできないことではないかと思うわけです。『憲法と刑事訴訟法の交錯』という本に、色々な論文がまとめられておりますけれども、私が改めて読んで見まして思い出したんですが、この百二十一ページに実はあの弁護人抜き裁判で判決を出した斉川判決というのが、東京地裁で当時ありまして、昭和四十六年九月二十八日のことで、この判決謄本は内田剛弘弁護士の御厚意により入手することができたと、こう書いてある。ああそうかなあ。あの時横山さんに私が送ったのかなあ、ということを今なつかしく思い出した訳です。つまり現実の日々生起する社会的な生々しい刑事司法がらみの問題について、フレッシュな感覚で、しかも憲法と刑事訴訟法の人権擁護という基本的な視座から発言を続けてこられたという点で、私は横山先生の刑事法学者としての役割、これはまことに大きなものがあったと思います。日弁連の方でも今

日は弔電が会長と接見交通権確立委員会の委員長から来ておりましたが、随分横山先生に理論的な御指導を今まで受けてきたのだと思います。こういう席を借りて、というのは失礼ですが、本当にお礼を申し上げたいと思うわけです。

それから、分割公判、統一公判論争の次に私が指摘したいのは、先程、光藤教授も挙げられておりました刑事司法における誤判の問題であります。でこれはあの、横山先生がこの刑事裁判の誤判について、あのような絶大な関心をもたれたのは何故だろうか、と思うわけです。そこで『誤判の構造』のはしがきを読んでいますと、大仏次郎さんの『ドレフュス事件』の本を昭和二十七年に図書館で読んだその感激といいますか、これが非常に胸をうつ名文で書かれております。これはジュリストの「法学案内」に紹介されたんですが、それがまた先生の著書の、このはしがきに援用されておりますが、大仏次郎のこの『ドレフュス事件』を読んだ時の感激、この冤罪に対する憤りみたいなもの、それはちょうどそのドレフュスの冤罪に対するエミル・ゾラが怒ったというその憤りと同じものを感じた。それと同じ憤りを法学生として若かりし頃の横山先生が感じたのではないかと思います。私は他にも横山先生が刑事司法、特に刑事訴訟法を選ばれて、このような視角から問題提起をされ続けた動機は幾多あると思いますが、どうもあの文章を読んでますと、大仏次郎さんの『ドレフュス事件』を読んだ時の感激というのが、かなり大きかったんではないかという印象を受けております。

それからまた、九州に来る前に、私の後、今年度の日弁連の人権擁護委員長をやっていただいております、真部勉弁護士に会いまして九大の横山教授の法学部葬へ行くんだけれども、という話をしましたら、彼は長年免田事件の弁護をやってきた一人でありますので、この『検証免田事件』ですね、これの最後にあの倉田弁護士と横山先生が対談をしております。これをぜひ読んでいけよ、というサゼスチョンをしてくれまして、私はその通り素直に読んで参りました。あの横山先生が、日本の刑事司法で冤罪が起こる原因として、見込み捜査、それから留置場、代用監獄における自白の強制、自白調書を安易に信用する裁判所、そういう仕組みの中で冤罪が生まれてくるということを、各所

で指摘されております。その通りであります。でこの構造が改善されない限りは、日本の刑事司法は良くならないし、平野龍一東大名誉教授が、慨嘆したように、日本の刑事司法というものは絶望的であるともいわれます。私は、実務家ですから、絶望だけして終わってしまうわけにいかないので、日夜弁護活動をしなければいけない、大変辛い立場にあるわけでありますが、にもかかわらず、絶望的な気持ちが率直に言ってございます。なんとか、日本の刑事司法を良くしなければならないと思いながらも、日常の裁判所の刑事司法の運用を見ますと、絶望的にならざるを得ない。私共が法律家を志して弁護士になった前後は、昭和三十年代の前半ですけれども、治安維持法時代に裁判官になった人達が依然として日本の裁判を牛耳っている。そういう裁判官が多くいて日本の裁判が良くなるはずはないという批判がありました。つまり戦前の刑事司法の中で育ってきた裁判官、検察官がドイツと違って大部分居座ったわけです。ドイツではナチス時代の司法官が追放されたということを、青木英五郎先生がよく指摘されておったわけですが、横山先生もその点を敗戦ドイツと敗戦日本の違いとして指摘されていますけれども、この新憲法の下で、法学教育を受けてきた法学生、司法修習生が実務法曹になっていけば、今までよりずっと良くなるんだとこういう風にも言われていました。ところがそれから十年経ち、二十年経ち、三十年経ってどうでしょうか。かならずしも良くなっていないのです。むしろ戦前からの裁判官の中に非常にヒューマニティをもった裁判官がおられたり、戦前の検事をやった経験者で、弁護士になった法曹の中に、なぜ今の検事はやたらに公益の代表者である地位を忘れて、当事者主義的に被告人に有利な証拠を隠したり、出さなかったりするのか、考えられないことだという風に感想を洩らしておられる人がいたりするわけですが、なぜ戦後の憲法の教育や刑法・刑事訴訟法の教育を受けたはずの法曹が支える現在の司法制度の中で、冤罪が今だに絶えないのか。これはやはり学会や教育の世界の問題であると同時に、我々実務家としましても、深刻に考えて受けとめて検討していかなければならない問題で、こういう問題についても引き続き横山先生に教えを受けたかったところであります。ちょうど今年の九月十五日に日本弁護士連合会は刑事訴訟法施行四十周年

を記念しまして、刑事訴訟法をめぐってのシンポジウムを島根県松江で行います。そこで横山先生の御業績、諸先生の御教訓、御教授を得ながら、豊かなものにしていきたいと思っているわけであります。

それから私と横山先生の関わりで忘れることができないのは「報道と人権」の問題です。特に犯罪報道が人権を侵害する。有名なある文化人が、免田事件の再審無罪判決が確定した後、「だけどあの人やってたんでしょ」と言ったという話がありますが、それ程マスコミの責任は大きいわけです。つまり新聞やテレビで免田栄は犯人だという報道をしますとですね、その後遺症はなかなか消えないわけです。長年の、三十数年の闘いの中で、明日死刑が執行されるかもしれないという極度の苦悩の中に陥れられながら、生き続けて、冤罪を叫び続けて、やっと無罪になってもですね、世論の一部には依然としてそういう見方がある。これは松山事件、財田川事件、その他多数最近冤罪が明らかになった事件についても同様でありますが、なぜ、実名で逮捕もされない人を報道したり、逮捕された人を報道したり、家族まで報道したり、その前歴から親族、友人まで取材し実名で報道するのか。その後遺症は深刻なものがあります。これはかつて東京でも三億円事件で騒がれた被疑者が実は就職試験をその日、その時刻に受けてたことがわかって、難を免れた有名な事件がありましたが、その奥さんの草野光子さんという人が、「人権・報道連絡会」という市民団体の中で一生懸命活躍してこられましたが、そういう問題をめぐりましてこの市民団体ができて、人権・報道連絡会が一九八〇年の五月十一日に東京の神田の教育会館でシンポジウムをやりました。「人権と報道を考える」というテーマで、パネリストとしましては、横山先生と当時、毎日新聞編集委員の岩見隆夫さん、それから免田栄さん、草野光子さんで司会が北山修さんと服部孝章さんだったんですが、私もそのパネリストの一員として横山さんと一緒に参加しました。横山先生は御著書に載ってるように、つまり有罪判決が決まるまでは無罪であるという刑事司法の大原則が、このマスコミ報道によって侵されている、これをなんとかしなければならないという観点から、いろいろと貴重なお話をしていただいておったのを昨日のように思い起こすわけであります。このシンポジウムの内容は、その後、

「法学セミナー」の一九八五年の十月号、十一月号に掲載された通りであります。

それから私共はこのように横山先生の刑事訴訟法学の一端に接しながら、横山刑事訴訟法学の真髄は、よく先生がおっしゃっており、『誤判の構造』の中にもふれております「他人の苦しみが自分の苦しみとなる時に人権の感覚は始めて君のものだ。」とおっしゃっていたこの言葉です。ここに横山刑事訴訟法学の真髄があるのだろうという風に思っているわけです。私はこのような優れた刑事訴訟法学者とお知り合いになれた喜びを人生の宝として今後も大事にしていきたいと思います。その横山刑事訴訟法学を生かす道を考えますと、やはりなんといっても憲法や刑事訴訟法の人権保障条項の明確な実現と刑訴法の人権保障理念に基づく解釈、適用ということになるのではないかという風に考えます。

それからまた、横山教授は肉体としては亡くなられましたけれども、私もまた、横山先生が亡くなったとは思えないわけであります。実際、今までもちょいちょいお会いしていたわけではありませんし、仮に肉体が消えても私は横山先生の心掛けていた刑事訴訟法学における理念を、実務家としてぜひ生かしていきたい。その意味で横山先生と共存し、共生し、共闘してゆくつもりです。共存し、共生し、共闘するというこの言葉は私が発明した言葉ではなくて、かつて歴史学者として著名でありました、一橋大学の名誉教授の上原専禄先生が奥様を失われた後、これは医療の荒廃の中で十分な治療も受けずに不誠実な医師に囲まれて亡くなっていったことなんですが、その経験の中から上原先生は亡くなられた奥さんと、共存し、共生し、共闘するという言葉を未来社発行の『死者・生者』という著書の中で使っておられます。上原先生がその言葉を使われた理念は、かなり深く、宗教的な意味もあるのかと思います。けれども私はあくまでも横山刑訴法学を生かすという意味で、共存し、共生し、共闘することをお誓い申し上げたいと思います。ちょっと長くなりましたが、以上横山教授に対する追悼の言葉といたします。御静聴有難うございました。